

第二百十回 参議院文教委員會會議錄第六号

平成三年四月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

会田 長栄君

補欠選任

栗村 和夫君

四月十六日

辞任

栗村 和夫君

補欠選任

会田 長栄君

出席者は左のとおり。

委員長

下稻葉耕吉君

理事

石井 道子君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

小林 正君

委員

秋山 肇君

木宮 和彦君

世耕 政隆君

田沢 智治君

仲川 幸男君

真島 一男君

森山 眞弓君

会田 長栄君

西岡瑠璃子君

森 暢子君

山本 正和君

針生 雄吉君

高崎 裕子君

笹野 貞子君

小西 博行君

國務大臣

文部大臣 井上 裕君

政府委員

文部大臣官房長 坂元 弘直君

文部省生涯学習局長 福田 昭昌君

文部省高等教育局長 前畑 安宏君

文化庁次長 遠山 敦子君

事務局側

常任委員会専門員 菊池 守君

説明員

郵政省放送行政局長 長澤幸一郎君

衆議院送付)

衆議院送付)

本日の會議に付した案件

○著作權法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下稻葉耕吉君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

著作權法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森暢子君 去る四月九日に参考人に対する質疑というのが行われましたが、その中で西岡委員が著作權審議会の構成員における女性の割合について参考人の方に質問をしました。その続きをやりたい、このように思っております。

著作權審議会の構成員は十九人ということなんですが、そのうち女性が占める人数は二人にすぎません。御存じだと思いますが、木元教子さんと野田愛子さんという方が入っていらっしゃるわけですね。そこで、文部省とか文化庁の所管の審議会がたかさんあると思うんですが、その中の女

性の占める割合がどのくらいかということをお聞きしたいと思っております。

続いて、政府にたくさん審議会があると思うんですが、それら全体における女性の占める割合、そういうものをお聞きしたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 文部省と文化庁関係の審議会は十六審議会がございます。本年の四月一日現在の審議会の委員は三百七十九人でございますが、そのうち女性委員は三十五名、割合は九・二二%でございます。

それから政府全体でございますが、政府全体の審議会総数は二百四十四ございまして、婦人の委員を審議会の委員としておるのが百四十一審議会、総数四千五百五十九人のうち三百五十九人が婦人でございまして、率として七・九%になっております。

○森暢子君 ありがとうございます。四月九日の参考人に対する質疑の中で審議会の先生方も、何かこの著作權審議会には女性が少ないんじゃないかというふうな御感想を漏らしていらしたわけですね。それで、今回の審議会のメンバーを決めるときに、特別に女性を何人か入れなきゃいけないんじゃないかという配慮があったのか、または意識しなかったのか。この著作權の審議会の中の女性の配慮ということについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 現在の著作權審議会の定員二十名のうち二名は女性でございます。今、現員が十九名でございますから、一割を超す率が女性の委員でお願いしているわけでございます。今回の著作權審議会の委員は平成元年十月一日に発足したものでございますが、当時の委員構成に關しましてやはり女性の方をできるだけ登用しようという角度で、このお二人の方につきましてはむしろ専門的な御知識というのも第一優先では

あったわけでございますが、女性ということも配慮いたしまして二人にさせていただいた経緯がございます。

○森暢子君 御存じと思いますが、婦人問題企画推進有識者會議、これが今月の十日に内閣総理大臣あてに意見を發表しております。その中に「女性の社会参加は進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画はまだまだ少ない。ナトリウム将来戦略報告は、一九九五年までに指導的地位に就く女性の割合を少なくとも三〇%にまで増やすという目標を掲げている。こうしたことを踏まえ、審議会などの女性委員の登用について、従来にも倍する努力を傾注する必要がある。」

「今後およそ五年間に達成すべき目標としては、総体として一五%を」とりあえず一五%です、それを「目指すべきである」、こういうふうな提言や勧告をしたわけでありまして。

この中で、今お聞きしましたところ九・二三%とか七・九%とかこういうお答えが返ってきたわけでありまして。日本の状況は今こういうことなんですけれども、諸外国の審議会の構成に占める女性の割合というのはどのようになっておりますか。調べておられましたら答えていただきたいと思っております。

○政府委員(福田昭昌君) 文部省としては調査をいたしております。

○森暢子君 調べていらっしゃるという事でございまして、今、婦人問題企画推進有識者會議がこういう提言を大臣に行っている時期でありますので、やはり諸外国の状況も調べ、日本として、また文部省として文化庁としてどうあるべきかということとはきちっと計画を立てていただきたいと思います、このように思います。

また、こういう有識者會議の意見に対して文部省、文化庁としてはどのような感想を持ってお

り、今後具体的にどういう計画を立てていくかというふうなことをひとつ大臣にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(井上裕子) 今官房長からお話がありましたように、全庁の平均が七・九、私どもの方が九・二三ということで幾らかいいわけですが、御案内のようにこの五年間で一五％ということを言われておりますが、私も審議会委員に女性を登用することにつきましては、今後適任者の選考に意を用いましてひとつ一層努めてまいりたい、このように思います。

○森嶋子君 男性、女性と余り意識しないで、そういう見識を持った方とか人間的にそういうことに詳しい人とか、そういう方を登用していただければいいんですけれども、やはりまだまだ今日の日本の社会はそういういろいろな政策を決める場に女性が少ないということはもう決定的なことであるので、まずそれを何％にしていこうかという配慮、そういうものをやっていたかいないか進んでまいらない、このように思っておりますので、御努力をお願いしたいと思います。

次に、審議会の委員の構成なんですけれども、やはりこの著作権というところは国民生活に密着しておりますので、この影響は各界、各層に及んでいくと思います。その委員の構成のあり方は非常に重要であります。この構成を見ますと、メンバーの経歴などを見させていただきますと、その道のエキスパートで構成されているわけでありまして、芸団協であるとかレコード協会であるとかNHKであるとかですね。関係団体の代表が加わりますと、さまざまな意見や立場が審議に反映するというメリットはあると思いますが、反面、団体とか業界の利益代表としての意見を言わざるを得ない。消費者の立場というものが少なくなってくるんではないかと思うわけですね。特に私的録音・録画の問題は本当に大変でありまして、このことについては、第十小委員会でも昭和六十二年八月から検討を開始しても報告書が出せないでいる点にはそうした背景もあるんじゃないかと思えます。

が、この点につきましてどうでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) まず、消費者の意見を反映し得る委員というのがあるという構成になっているかというところを申し上げますと、現在著作権審議会では定員二十人でございまして、現在著作権者等の代表は、先生が今おっしゃいましたように放送事業者とか出版社等の代表などが何人か入っているわけですが、私どもも審議会委員に経験者といまして大学教授、評論家等、中立的な立場からの専門家を委員に委嘱しているところでございまして、そして、これらの学識経験者の中には消費者問題にも詳しいジャーナリストの方等を配置させていただいておりますので、各人の利用者としての立場も含めまして消費者の意見が反映されるように配慮しているところでございまして。

それから、私的録音・録画に関する審議をしていただいております第十小委員会には消費者団体の代表の委員が入っているというところでございまして、現在結論を出しかねているという御指摘でございまして、つきましてはワーキンググループをつくりまして御検討いただいているところでございまして。前向きに少しずつ進捗している段階でございまして。

○森嶋子君 今回の著作権法の一部を改正する法律案は、ほとんどレコードのものと隣接権にかかわることが大きな骨子になっていると思うんです。そこで、現在すぐ全国にレコードのレンタル店というのが、ちよっとお聞きしたところでは六千店ほどあると。もうどこへ行ってもよく見るお店なんですから、そのレコードレンタル業界の代表者もその委員に加えるべきだと思っております。今回の著作権問題はレンタル問題を抜きにしては語れないというふうになっていると思うんですけれども、そういう人たちのこの著作権審議会の委員に加えるというお考えはなかったわけですか。

○政府委員(遠山敦子君) 今回御審議をお願いいたしております著作権法改正の中身は三点ござい

ますけれども、確かにレンタルに関する外国の実演家、レコード製作者についての権利の問題が大きいわけでございます。ただ、外国の実演家、レコード製作者に対しては商業用レコードの貸付にかかわる権利を付与することにつきましては、昭和五十九年から六十二年にかけまして、著作権審議会第一小委員会において検討されてきたものでございまして、この審議の過程におきまして、小委員会としましては公平な審議を行いますため、レンタルレコード業者の代表からヒアリングを行っております。昭和六十二年の二月でございまして、そのヒアリングにおきまして意見を十分に聴取しました上で外国権利者に貸与権を付与することについての審議会の結論を得たものでございまして。

それからまた、今回の法改正に当たりまして、文化庁といたしましては、レンタル商業組合の方々を含む関係団体に対して、事前に十分連絡をとりまして法案の作成作業を取り進めてまいったところでございまして。

○森嶋子君 続いて委員の構成なんですけれども、学校の教職員ですね。各種の著作物を教材として、こどもいろいろ問題もあるんですけれども、教材として使用するユーザの立場、それから子供に著作権思想を普及、定着させる役割、こういうものも教職員にあるわけでありまして。そういう教職員の代表をこの中に加えるべきではないかということが一点。もう一つは、障害者ですね。障害者の人が録音が認められている点字図書館などのこと、それから聴覚障害者のためのスピーヤー入りのビデオの著作権の問題など、やはり障害者の立場というのは忘れられがちでありますので、そういう人たちがどのような意見を持っているかということ、教職員の代表であるとか障害者の代表であるとか、そういう方たちをこの審議会の委員のメンバーに加えるべきではないかというふうに私思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 著作権審議会委員の選任に当たりますと、著作権問題が御存じのよう

に非常に専門性の高い分野であるわけですが、同時に御指摘のように種々の経済的利害が関係する問題でもあるわけでございます。したがって、法律、制度について詳しい学識経験者のほかにも利害関係者、それから一般消費者などの意見が反映されるように配慮しながら選任していくべきことは御指摘のとおりであると思うわけでございまして、私どももいたしましてはそういう角度から選任に当たっては配慮してまいっているところでございまして。

しかしながら、定員が二十名ということでございます。したがって、非常に専門性の高い御議論をいただくものでございまして、その中核的な議論に関係のある利害関係者なり学識経験者の数を減らすわけにもまいりません。そのようなことから全体を配慮した上で選任をしております。ところでございまして、個別のいろいろな問題につきましては、先ほども申しましたようにヒアリングの機会を設けたり、さまざまな小委員会の中にメンバーとしてお願いをしたり、工夫を行っているところでございまして。

今御指摘がございました教職員のような方、あるいは障害者の方というような方を委員に新たに加えるかどうかということにつきましては、二十名という全体構成の中でどういうふうにかえていくかということがございまして、全体のバランスなどから慎重な検討を要する面はあるわけでございまして。しかしながら、教職員の方には著作権思想の普及という問題を大いにやっていただかなくてはならないわけでございまして、また障害者の問題なども衆議院、参議院の御議論の中で、附帯決議などでもいろいろ御指摘がございまして、私どもも障害者に対する著作権の問題の前進につきましているいろいろな配慮しているところでございまして、そういう方々の御意見を聞くというのも大変重要なことだと考えております。したがって、さまざまな意見聴取の機会を設けることなど、ほかの方策も含めまして、関係者の意見ができるだけ審議会の審議に十分反映されるように今後とも

留意してまいりたいというふうに考えております。

○森嶋子君　こういう審議に、ひとつ今私が申し上げましたような配慮をぜひしていただきたい、このように思います。

今お話が少し及びましたが、この著作権の法案が通りましたら、いかにみんなにそれを浸透させていくかという広報活動が問題になってくるわけですが、やはり簡単な広報資料で著作権問題というのはいかにも皆さんに浸透していく問題でありまして、これをどのように広げていくかというのが大変大事だと思ふんです。それで、文化庁はそういった相談窓口とか皆さんに知らせていくシステムづくりとか、そういうふうなことにこれから取り組む必要があると思ふますが、その問題についてどのように考えていらっしゃるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(遠山敏子君)　まず、著作権に関する相談窓口につきましては、私も文化庁でも専門に担当いたします著作権課がござります。この著作権課におきまして一般からの相談を常に受け付けております。同時に、著作権の関係団体というのがさまざまにあるわけでございますけれども、これらの各団体におかれましては音楽や文芸など、それぞれの分野ごとに相談を受け付けておられるところがございます。これらの窓口におきましては、それぞれ著作権制度について知識の深い職員を担当として置いておりまして、随時適切な助言を行い得る体制を整えているところでございます。

例えば文化庁の担当課におきましては、毎日全国各地からさまざまな角度の御質問が集中しております。毎日、毎日のように対応に追われているところでございますけれども、ほぼ課員全員が対応できる能力を備えるようにいたしております。例えば本年二月段階におきまして約半月間の相談件数は、来庁して相談される方、それから電話による照会者を含めまして約八十件に上っているところでございます。その意味では、全国各地でさ

まざまな著作権問題について疑問を持っておられる方について、専門的な角度からこの相談窓口において疑問に答えることが出来る仕組みになっているわけでございます。

そのほか、一般的にどのような広報システムがあり得るかということもござりますけれども、著作権思想の普及といえますものは、文化庁の著作権関係の仕事の中でも一つの柱になってござります。例えばビデオをつくってわかりやすい形で著作権思想の普及を図ったり、あるいは講習会を開催いたしまして年々著作権思想の普及に努めるなど、できるだけ多くの国民の方々に著作権問題の重要性について認識していただくように努力をしております。

○森嶋子君　著作権に詳しい人、まあ著作権課の方や関係団体の方を用意して、と言われましたけれども、やはり著作権に詳しい人、それから専門家といった人々を育てていく必要があると思ふんですが、大学などで著作権を専門に教育研究している人はどのくらいいるか、また大学でそういう講座や科目があるか、その実態ですね。その点について文部省、いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君)　大学における著作権の教育あるいは研究の状況についてお答えさせていただきます。

御案内のとおり、大学における教育研究上の組織として、基本的なものとしては講座制というのがござります。講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度ということでございます。原則的には教授が一、助教授一、さらに助手一、こういうふうな組織になるわけでございます。

現在、こういった講座制というのは、端的に申し上げますと、国立大学に特有な制度という実態でございます。公立大学あるいは私立大学には一般的ではないという実態でございますが、国立大学については見ますと、著作権という名を冠した講座はございません。これはただいま申し上げましたように、一つの教育研究の組織ということでは

ありますので、そこで担当いたします中身にある程度のまとまりがあることが必要であるというふうな考え方がござります。

例えば、新潟大学の法学部で民法法という講座がござります。これは最近の趨勢によりまして、教授が六人、助教授が二人、助手が一人、こういうふうなまとまりの講座でござりますが、この民法法という講座の中で実は著作権法という授業科目を開設いたしております。この授業科目は二単位でございます。二単位と申し上げますと、前期あるいは後期の十五週にわたります。一週間に一コマの授業というところでござりますので、どうしても一週間に一コマの授業で十五週二単位という、これだけの固まりではなかなか講座になりにくいという事情があるわけでございます。

ただ、著作権法ということに限らないで、特許法あるいは意匠登録法あるいは商標といったいわゆる無体財産権あるいは知的所有権と言われているものを取りまとめた講座を開設している例としては、例えば東京大学では法学部の中に無体財産権法という講座がござります。先ほど申し上げましたようなことでござりますので、著作権だけを取り上げて講座にはしにくいけれども、そういった知的所有権あるいは無体財産権という固まりの講座というものはござります。

なお、多くの大学では著作権、知的所有権、あるいは無体財産権ということで法学部において講義がなされておる、このように承知をしております。

先生お尋ねの著作権に関する専門の学者がどれくらいいるかという数字については、私も詳しく把握をいたしておりませんので、大変申しわけございませんが、お答えいたしかねます。御理解いただきたいと思います。

○森嶋子君　学校現場でいろいろとこれがこれから問題になってくると思ふんですが、例えば日本はコピー天国と言われまして、何でもすぐコピー、コピーで今過ぎていっているわけです。日

本人は物理的なものを盗むということには罪悪感を持っておりましても、形をなさない情報とかサービスというものはただだと思つて、その利用に余り抵抗を感じない中に私たちがいるのではないかと懸念を感ずる。この日本人に著作権思想を根づかせるためには、やはり学校教育において小さいころからそういう権利を大事に尊重していくということを教えていかなければならない、育てていかなければならないというふうに思ふ。

高校の学習指導要領の指導書で著作権問題が取り上げられているということなんです。高校の段階では遅くて、もっと小中学校の間からそれの人の発想とか、それから表現を尊重する考え方というものを育てていく必要があると思ふますが、現状はいかがでしょうか。また、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(遠山敏子君)　学校教育の現場におきまして著作権関係の知識がどのように伝えられているかということもござりますけれども、現状は、先生御指摘のように、高等学校の教科のうち特に専門科目でござります商業の商業法規、それから工業の工業経営で取り上げられているわけでございます。これは一般的に申し上げて、著作権とか特許権等の知的生産物に関する権利につきましては、大変その内容が高度な専門性を有しているものでござりますから、なかなか義務教育段階では取り扱うのは非常に難しいということがござります。

しかしながら、専門科目であります商業とか工業という分野だけで取り上げるのでは十分でないということから、この問題につきましては理解を深めるために、今回改訂されました学習指導要領では、高等学校の現代社会や政治・経済の各科目の中でも取り扱うことになっておりまして、解説書に明記されたところでござります。それぞれの専門科目であります商業法規におきましては、著作権等の無体財産権に関する学習を充実するようにする方向で進んでいるところでござります。

教科として扱う場合には、このような形で高等

を願いたいと思います。

学校以降におきまして専門的な内容として伝えられる、教授されるわけでございますけれども、学校教育におきまして一般的に他人の権利を尊重したりする精神を養うということは非常に大事でございます。そのために従前から、他人の権利を尊重することの必要性につきましては、社会科と道徳の時間におきまして、全体の問題の中で指導を行ってまいっているところでございます。そして、よりわかりやすくするために、先ほどのビデオとかいうわかりやすい教材を利用していただいているところでございます。

○森嶋子君 次は、一般国民にどのように著作権の思想を知らせていくかということなんですが、地方公共団体なんかはどういう部署がどのような内容で行っているのか。そのことについて文化庁はどんな態度で臨んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(遠山数子君) 各地方公共団体におきましても、やはり地域内の方々の著作権に関する疑問に答えることもございまして、各都道府県の教育委員会の文化行政担当部局、これは県によってその所管課の名称は異なるわけでございますが、教育委員会ではなくて知事部局に置かれている場合もあるわけでございますが、例えば文化課のようなところにおきまして著作権思想の普及事務を行っているところでございます。

そして、私どもとしましては、毎年これらの担当部局の職員を対象といたしまして講習会を開催することによりまして、著作権制度につきましての啓蒙啓発活動あるいは人材の育成に努めているところでございます。

○森嶋子君 今、審議会の委員のメンバーの内容のこととか、それから著作権法を皆さんの中に人権思想として、一人の人間の発想とか着想とかそういうものを大事にしていく、人権意識を育てるためにどのような広報活動をこれから行っていくのか、そういう観点について御質問を申し上げたわけでございますが、この討議の中で大臣どのようにお考えですか、まとめて御決意と御感想

を願いたいと思います。

○国務大臣(井上裕君) 今、次長とお話承っております。著作権保護の実効を上げるためには、情報伝達技術の発達あるいはまた社会経済事情の変化、あるいはまた国際的動向の推移等、それに即応した著作権制度の整備、改善が必要である、このように思っています。

明治三十二年にできて、そして昭和四十五年、そして昭和六十二年、平成元年、また今回の法改正ということで、いろいろお話をございましたが、やはり国民の一人一人にこの著作権保護の意識を高めることが重要であろうと思っております。今お話の中にも、この二月中に約八十件の問い合わせがあった、あるいはまた疑問があったということをお聞きしても、国民の皆さんがやはりこれに注目していることがわかるわけであります。

今回の法改正の内容の周知を含めまして、今後とも広く国民の各層に、私もやはり講演会の開催やあるいはパンフレット、ビデオ、そういうものの作成、あらゆる手段を通じて著作権思想の普及に努めてまいりたい、このように考えております。

○森嶋子君 終わります。

○粕谷照美君 大臣の御決意をお伺いいたしました。大変心強く思ったわけでございますが、昨年の六月の日本音楽著作権協会JASRACの会報を見ますと、「平成元年度の使用料徴収額は前年度に比して二五・五増の五百四十一億円を記録した」と、こういうものが載っております。大変なことは伸びで、二五・五増の収入増というのは大変なことだ。これは、それだけ収入があったということは著作権思想が普及をしたのかどうか、この辺のところと非常に関係が深いと思っております。

内容を見てみますと、伸びたのがオーディオディスク四五・三増、そしてそれ以上に伸びておりますのが貸しレコードなんです。貸しレコードが五五・一増なんです。大変な伸びで、レンタル商業組合がいかに組織としてきちんとした使用料を支払っているかということの証左ではないかというふうに思っています。

うふうに思っています。

最近、カラオケを営業としているバーやスタンドが、このJASRACの訴訟を受けて、そして次々と和解をしているというふうな記事が載っております。を見たことがあるわけですが、このカラオケも三七増の増というふうになっているわけ、著作権料を払わなければならないということとは定着を始めてきているなと思っております。

本日、午後から視察に行きます放送大学学園なども、平成二年度から包括契約方式に移行し、平成三年度に適用する使用料、これ昨年並みに二百六万円で契約することになったなどというのがありますけれども、私たちの身近には大変著作権の使用料というものが問題になってきているというふうに思っています。

それとあわせて、きょうは法律の内容に私は触れて質問をするわけですが、その前にこの法律を出してきた背景について最初に質問いたします。

アメリカから非常にスーパー三〇一条適用で、いろいろな方面で日本の政府は苦境に立たされていることが多いわけですが、その中でもこのレコード著作権、これは非常に大きく取り上げられているのではないかとこのように思っています。このスーパー三〇一条絡みで、著作権に関して日本の政府から米国に対して要求をしたという事項は何かありますでしょうか。

○政府委員(遠山数子君) スーパー三〇一条といいますが、先生御案内のとおり、不正貿易慣行国に対する対抗措置をアメリカが規定したものでして、このスーパー三〇一条を盛り込みました一九八八年の包括貿易法が昭和六十三年八月に成立したところでございます。

この法律に基づきましてアメリカ通商代表部USTRが諸外国の貿易障害に関する年次報告書を公表したわけでございますけれども、この中で我が国におきます著作権制度に関して、特に外国レコードの保護強化についての指摘がなされたところでございます。この指摘に対応いたしました

で、私どもといたしましても国内の状況を十分に説明をいたしまして、必要なものは法改正を行い国内体制を整えていくということでございまして、現在の法改正はこの絡みもあるわけでございますけれども、今回の改正は、単にスーパー三〇一条絡みのアメリカの要望にこたえるということではございませんで、外国レコードのみならず、外国の実演家や放送事業者も含みます著作権隣接権制度の改善を図るという幅広い観点から行っているところでございますし、アメリカからの指摘を待つまでもなく、既に私どもも問題意識を持って検討していた案件でございます。

スーパー三〇一条絡みで日本側から何か要請をしたのかという御質問、ちょっと御趣旨がわからない点もあるわけでございますけれども、この交渉の成り行きとその内容からいまして、私どもからアメリカにこのスーパー三〇一条に絡んでの要求というのはないわけでございます。ただ、アメリカの著作権制度の問題につきまして幾つかの問題点を常日ごろの日米間の協議の場におきまして指摘をしております。

○粕谷照美君 もっと端的に私の方で申し上げれば、「USTR貿易障壁報告 対日分要旨」というのが昨年の日経新聞にまたまた載っていたわけでありまして、「録音権の有効期間は十年延長されて三十年になったが、米国がガットに提案している五十年には及ばない」、これは今回の法律の中に入っておりますね。「日本が国際協定に加盟した七八年以前に米国で録音されたものは全く保護されない。レコードのレンタルに対する規制は外国製品に適用されない。二国間協議ではまだ進展がない」、こういう指摘を受けていると思うのですが、どうですか。

○政府委員(遠山数子君) 外国レコードの保護強化につきましては、今の保護期間の延長の件、貸与に関する権利、それから一九七八年以前の外国レコードの保護の三点につきましての保護の強化ということについて指摘されているのは事実でございます。

先ほどの関連で少し具体的に申し上げますと、外国の実演家、レコード製作者にレコードのレンタルに関する権利を認めることにつきましては、日本の国内におきましても既に昭和六十三年一月の著作権審議会報告におきまして方向が出されているところでございます。また、著作隣接権の保護期間の延長につきましても、かねてから著作権審議会においても議論されてきた事柄でございます。そして、その後の主要各国におきましても趨勢あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドの知的所有権交渉での動向など、国際的な状況の変化を踏まえながら適切な対応を期することとしたものでございます。

第三点の外国レコードの無断複製等を禁止いたしました著作権法第二百一十一条の第二号の強化につきましても、同号が輸入盤を対象としていないという点につきましても、従来から内外の関係者からその是正を求められて検討してきたところでございまして、アメリカ側の指摘のことも含めましての改正内容となっておりますのでございます。

○粕谷照美君 それでは何いいますけれども、文化庁の審議会、いろいろありますけれども、その審議会の報告などできちんとこの方針を決めたという項目は、この法律三つの柱になっていきますけれども、それでは三つともあります。

○政府委員(遠山敦子君) 三つの柱のいずれにつきましても、著作権審議会の審議を経て今日の改正法案につくり上げていくものでございます。

一つは、レコードのレンタルに関する権利について外国の実演家なりレコード製作者にも認めようというところにつきましても、既に昭和六十三年一月の著作権審議会報告において指摘されているところでございます。それから、著作隣接権の保護期間の延長の件、三十年から五十年に延ばす件。それから、外国レコードの無断複製を禁止した条項の強化、保護の強化につきましても、著作権審議会の指摘の通りましまして改正法案としてまとめたものでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、第二の柱になります

すけれども、著作隣接権の保護期間の延長がありますね。三年前にこれ二十年が三十年になった。三年前です。今、三年後法律が出されていなければならぬ、この三年の間に三十年を五十年にしなければならぬという、そういう結論がどこで出ておりますか。

○政府委員(遠山敦子君) 著作権審議会の御結論として得ましたものは、平成二年十一月に第一小委員会から審議結果を取りまとめた内容の中で書かれていますのでございます。

じゃ、なぜ三年前に隣接権の保護期間の延長を二十年から三十年にしたのに今回さらに延長するのであるのかというところでございますけれども、御存じのように、著作隣接権の保護期間は、当初実演家等保護条約の最低基準でありまして二十年に従って二十年とされたので、六十三年の法改正で三十年に延長されたところでありますけれども、その際の著作権審議会の報告におきましても、著作隣接権の保護期間については国際的な状況の変化等の動向を踏まえて、必要に応じて検討を行うことというところで、三十年でこれで完成というものではないというふうな御指摘があったわけでございます。

その三年前に改正を行いました後にいろいろ国際的な変化があったわけでございます。一つは、ガットのウルグアイ・ラウンドの知的所有権の交渉が行われているわけでございますけれども、そこにおきまして、先進諸国におきましては著作隣接権の保護期間について五十年とする方向が大勢を占めているところでございます。それから第二の点につきましては、例えば我が国が三十年に延ばした後に、平成二年からドイツにおきましては実演家の権利が五十年に延びております。それから、同時にチェコスロバキアにおきましても実演家の権利とレコード製作者の権利が五十年に延長されているところでございます。このように、現に保護期間を延長する例が非常にふえてまいっているわけでございますし、さら

に一九九二年のEC統合を控えて、EC諸国におきましては現在五十年より短い保護期間を定めている国でございます。イタリイ等におきましては全般的にこれを五十年にしようという動き、ドイツにおきましてもレコード製作者については今五十年ないわけではございませんが、これを五十年に延長する方向で検討されているところでございます。したがって、先進諸国の中でこれらの権利につきましまして五十年より短い期間を定めている立法例がほとんどなくなりつつあるというのが、先般改正をした後に起きた状況であるわけでございます。そのようなことから、国際的な動向を勘案いたしまして、先般の著作権審議会におきまして指摘の方向で今回新たに延長を行うことで法改正をお願いしているところでございます。

○粕谷照美君 今の説明でよくわかりましたけれども、三年前にこの法律を審議するとき五十年はどうか、七十年はどうかというようなことが議論になっていたわけですね。そのときに、いやこれは三十年でいいんですか、こういうことで御説明があったものでないですか、私、このたつた三年の間にそんなに急激な変化があったのか、実演家の役割の重要性が変わったわけでもないか、我が国の国際的地位が特別に向上したわけでもないか、そういうふうな思っていたものでないか、質問をしたわけでありまして、要はガットの圧力が非常に重くのしかかっているというところだけは今はっきりとわかりました。ただ、この内容については賛成でございますから、言うことはありません。

それでは、法律に入ります。

我が国のレコードの貸与に関する権利については、昭和五十九年の法改正で制度化をされました。この制度化をされるに当たりましても簡単な経過をたどったわけではなくて、昭和五十五年にレコードレンタル第一号が三鷹に開店をされた。その後、レコード協会が、雨後のタケノコのように伸びていく貸しレコード店に対して非常な脅威を感じて、これ訴訟を起こしたわけでありま

ね。そして、昭和五十七年には今度はJASRA Cが訴訟問題を起こしております。

こういう中から、通産省あるいは文化庁が中に入りまして、貸しレコードの店がレンタルに関する協議会というものをつくって、とにかく話し合いをしようではないかというふうなことになるてきたと思っております。そして、著作権審議会第一小委員会が一つの結論を出して、昭和五十九年に本委員会が貸与権というものを認める法律が成立したというふうな思っています。

この法律が成立しまして、レンタル、それからレコード協会、音楽著作権協会、まあJASRA Cといいますが、それから芸団協、こういうところのお互いの関係というのはいま進展をしてきたのであります。

○政府委員(遠山敦子君) 結論から申し上げますと、冒頭に先生がおっしゃいましたように、レンタル店から毎年きちんきちんと使用料が支払われているという形で、問題は円滑な形で推移してまいてる面の方が大きいわけでございますけれども、決して平たんな道ではございませんで、御指摘のように訴訟もありましたし、現在も訴訟が係属中のものもあるわけでございます。

少し御説明させていただきますと、昭和六十年一月の著作権法の一部改正の施行を促しまして創設されましたレンタル権につきまして、昭和六十年の六月に国内のレコード各社とレコードレンタル商組との間で貸与に関する契約が成立したわけでございます。これは一年として定められている許諾権をどう行使するかというところについての契約が成立したわけでございますけれども、契約の内容につきましても、発売日から貸与の許諾はするけれども、新人とか新作のアーティストのレコードにつきましてもは発売日の翌々月の月末まで貸与を禁止する、その後に許諾するものとする。しかしながら、契約から一年間は特別料金を上乗せすること、これらのレコードについても発売当日から貸与を許諾するというふうな契約の内容があったわけでございます。

しかし、一年たつてみましたら、昭和六十一年になりましてその契約の解釈をめぐりまして紛争が発生したわけでございます。レンタル店の方の主張といたしましては、特別料金の支払いによる新人、専作アーティストのレコードの貸与についての取り扱いは一年を経過した後も更新されるという暗黙の合意があったのではないという主張でございます。レコード会社の方の主張は、その取り決めは一年限りであつて昭和六十一年六月からは廃止されるものであるというふうな解釈をとつたわけでございます。これが紛争にまで発展いたしました。訴訟が行われて、レコード会社からレンタル業者を相手にしたレコードの貸与禁止の仮処分申請などが行われておりまして、現在四件が係属中であるわけでございます。

一方、これらの訴訟と並行いたしまして昭和六十二年より両者の間で話し合いが続けられておりまして、昨年末に貸しレコードにかかわります新たなルールが構築されたわけでございます。これは、今後段階的に貸与の禁止期間を設けていくということと合意されたものでございます。この合意によりまして、係属中の案件につきましては近々和解の運びになるというふう聞いていますところでございます。

今回の一連の経緯をたどりまして、円滑な国内のレンタル関係の秩序は形成されているものと考へられます。特にJASRAC、芸団協とレンタル業界との関係は極めて円滑でございますし、今説明しましたようにレコード協会とは若干の紛争があつたわけでございますが、円滑解決によりまして新しい秩序が形成されつつあるところでございます。

○粕谷照美君 円滑解決であると言われましたので安心していいんですけども、本当に円滑解決なのかどうか、このところが心配になるわけですね。本当に円滑解決が国内でできないでいて、この法律が通ることによって今度は相手国が外国になるわけですから、しかももう訴訟、訴訟、訴訟の連続をやっているアメリカを相手にして行われ

る内容でございますので、この辺のところはきちんとして、どのような形にかかわりませんけれども、合意ができたあるいはできるという認識を文化庁としてはお持ちでございますか。

○政府委員(遠山敏子君) 確かに先生のおっしゃいますように、国内の秩序そのものがまず円滑に遂行されているその土俵がありまないと、外国のレコード会社等との関係におきまして混乱が生ずるわけでございます。特に、今回の法改正によりまして外国の権利者に対するレンタル権を認めて付与していくわけでございますけれども、将来のことにつきましては私どももいたしましてでもできるだけの指導、助言をしたいと考えておりますし、それより前に、日本のレコードの各社におきましても、今回の法改正が成立いたしましたら日本国の制度の内容につきまして外国の権利者等に説明をしたり、あるいは合意の形成につきまして努力をする方針であるというふう聞いていますわけでございます。また今後のことではございますけれども、関係者の努力と、私どもも及ばずながらその方向につきまして関心を持っていくつもりでございます。その関係の合意の形成についても将来的に適切な解決が図られるものと期待をしているところでございます。

○粕谷照美君 アメリカは、著作権隣接権条約に加入をしておりますが、レコード保護条約には加入をしておりませんが、我が国はどちらにも加入をしている。このことと、この法律が通ることによって何か問題は起きませんか。

○政府委員(遠山敏子君) アメリカの著作権に關する法体系はやや特異なところがございまして、レコード保護条約は、むしろアメリカが主張いたしましてレコード保護条約というものを作成したという経緯があるわけでございますけれども、一方で著作権隣接権条約につきましてはまだ加入をしていないわけでございます。今回、外国の実演家あるいはレコード製作者に対してレンタル権を付与することになりますと、アメリカのレコード業者に対しては、レコード保護条約と

いうチャンネルを通じまして日本側もアメリカのレコード製作者の権利を認め使用料を支払うという形になるわけでございますけれども、実演家の場合には、アメリカは実演家等保護条約に入っていないわけでございますので、日本側のレンタル店がアメリカの実演家の方に使用料を支払うという必要はないわけでございます。

そのような形で、著作権隣接権関係の条約が二つあるわけでございますけれども、その条約の二つにあっては権利を保障していくという考え方は、日本の法体系の中でも今回の法改正によつても踏襲されているところでございます。

○粕谷照美君 アメリカのレコード会社、これが貸与権を認める、あるいは報酬請求権といふことが、使用料を認めるというふうなことは考えられますか。

○政府委員(遠山敏子君) この問題に關しましては、アメリカとの間でも協議の場がございました。際には、日本のレンタル制度というものとつきまして随時説明をいたしてまいっているところでございまして、国際的な会議の場におきましても日本の立場は説明をいたしてまいっているところであります。国際的にもかなり理解をされているところでございます。

レンタル権を認めるということにつきまして、アメリカのような国々におきましてはむしろレンタルというふうな制度を認めないでそれを禁止するというふうな方向に国内の状況がなっているものから、日本側につきましてもそのような主張をするおそれもあるかと思われるわけでございまして、一方、そうではなくて、レコードレンタルの評価につきましては御承知のとおり大ざっぱに言いますと二つの利点があるわけでございます。

は、一定のルールで貸与を許諾することによりまして相当数のレンタル店向けのレコードの売り上げを確保できるということがございます。それによつて貸与にかかわる相当の使用料が支払われるというところでございます。現在の法律の国内のレコードの貸与権の行使にかかわる状況では、外国のレコード製作者には何らの使用料を支払う根拠もないわけでございますけれども、今回の法改正があればそのような形で使用料を得るといふプラス面があるわけでございます。

そのような観点から、アメリカのレコード業界におきましても日本の実情について既に理解をいたしておりますし、その方向について法律が成立しました後には、日本のレコード各社を通じてこの問題について合意の形成に向かうものというふうな考え方をしております。

○粕谷照美君 今次長のおっしゃったことは、日本の中では私はもう了解されていると思ひますけれども、アメリカのレコード協会の会長さんはそんなふうな態度ではないんじゃないですか。貸与権一年なんというのには絶対にもう認めない、こういう態度ではないのですか。一番恐れているのはそこだと思ひますよね、レコードレンタル商組の方々が。

今、レコードなんて言ひましても全部CD。それで、CDとビデオ一緒になった、六千店のうちの五千店までがもう一緒になったお店を経営していると。純粋にCDだけの経営は一千店ぐらいしかないんじゃないか、こんな統計がありますけれども、つぶれてしまふんではないだろうか、私はそういうふうな思ひないわけにはまいりません。現にアメリカでも、八四年のアメリカにおきまして著作権法改正によりまして、もうレンタル店は壊滅的状況になっているわけでしょう。

アメリカは、この実演家等保護条約、まあ隣接権条約、これに入っていないわけで、我が国の実演家がアメリカからの経済的利益を受けられない、こういう状況は心配ありませんでしょうか。

○政府委員（遠山敦子君） 著作権制度はそれぞれの国の法制に基づいて形成されているわけでございますが、アメリカが著作権隣接権条約に加入していないということは、私どもとしましても問題の一つであろうと考えております。そのようなことから、いろいろな場でアメリカ側に対して著

こういうふうにお話をなさっております。
私、やっぱり文化庁の方で、アメリカにもぜひ著作隣接権条約に入ってくださいと。そういう意味では日本も、入ったのはついこの間でございますから余り威張れたものではないと思いますけれども、そういう主張をするべきであるというよう

ということで、仕組み自体は既に国内においてはでき上がっているというふうに考えていいかと思えます。

本来ならば、最初から一本化した形でセンターができていくということが望ましかったわけですが、いずれにしても、複写の問題に関しますいろいろな権利者の団体の考え方がございまして、昨年には学協会と出版者団体におきまして、関係する権利の集中化をさらに進めるために、それぞれ学協会著作権協議会と出版者著作権協議会を発足させたところでございます。

ただ、こうしたばらばらな形で今後ともいくと
いうことにつきましては、国内の権利処理につ
きましても十分な対応ができませんし、利用者にと
りましても煩瑣なことでございます。さらには外
国の出版者等あるいはコピーをする人たちにと
つての窓口としましては十分な対応がでないわ
けでございます。そのようなことから、できる
だけ早く一本化するということを目標にしてい
ただく必要があるわけでございます。

そのようなことから、ことしの四月一日には著
作者団体と出版者団体が著作権・出版者複写権集
中処理センターというものを発足いたしました。こ
の関係者の間におきまして、ことしの夏を目途に
日本複写権センターを設立する方向での合意が既
に形成されているところであります。目下精力的
に検討、協議が行われているところでございま
す。私どももいたしまして、その方向に向けま
してできるだけ指導、助言をしてみたいとい
うふうに考えているところでございます。

さらに、私的録音・録画の問題につきまして
は、これは御存じのように大変長い経緯ござい
ます。るる御説明いたしますと時間をとります
ので結論だけ申し上げますといたしまして、し
ては昭和六十二年の八月に第十小委員会を設立
して鋭意検討を進めているところでございます。そ
こに置かれましては御検討が進んでおります。

ただ、この制度の導入に関しましては、利用者
の理解あるいはメーカーの理解が不可欠なところ
でございます。現在、メーカーといたしまして
は、経済的不利益の実態がわからない、あるいは
国際的動向でもまだコンセンサスを得ていない等
の理由から、報酬請求権の導入につきましては強
い反対を示しているところでございます。

私どもとしましては、しかしながらこの問題の
解決に向けまして、できるだけ関係者の理解が
深まるよう配慮しながら、一方で法制度の必要な

議論は審議を尽くしていくという姿勢で現在も対
応しているところでございます。

○柏谷照美君 御検討を期待して、質問を終わ
ります。

○針生雄吉君 我が国は、経済力では国際的には
一流であるけれども、政治はもろいことと国民
生活のレベル、文化水準、教育水準、そういったもの
は国際的には三流である、こう言われ続けてお
りますけれども、まことに残念なことでありま
す。

本日の文化というのは何かという、そういう論
点でいえば、国家的な保護とか権力のバックア
ップがなくとも、国民大衆の支持を受けて力強く発
展する底力を持った文化こそが真の文化である
というところも真実の一面であると思えます。し
かし、また我が国の国民性として、形のないもの
は尊敬しない、形のないものには金を出さない
という、いわゆる無体財産権と言われる権利も社会
的に認知されていないという傾向があることも事
実であるわけでありま。ここに文化立国、教育
立国を標榜している我が国の文化政策の重要
性もあると思うわけであります。

このような意味におきまして、著作権が適正に
保護されているか否かはまさにその国の文化水準
を示すバロメーターでもあり、国際的には文明国
であるかどうかのバロメーターでもあると言われて
いるわけでありま。私なども学生時代などには海
賊版の恩恵をこうむった、かつての著作権後進国日
本の恩恵をこうむった一人でありますけれども、

そこで、大臣に所見をお聞きしたいのでありま
すが、欧米の文化先進国においては、いずれも著
作権制度の整備充実を文化交流のための最重要施
策として推進しているわけでありま。けれども、
我が国としての対応はどうか。そういう点につ
きましてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(井上裕君) 私は、学校教育におき
ましても他人の権利を尊重する必要性、これはもう
大事であると思ひます。そういう中で、先ほど
お話がありました、やはり小学校、中学校では

無理でございますので、高等学校の中で今度それ
を取り入れようということでありま。

各種技術の発達に伴いまして、著作権制度の対
応を必要とする問題が非常に生じる場合がありま
す。制度の改善に当たりましては、社会的実態や
利用者の立場も配慮しつつ、慎重な検討を必要と
する側面がある、これをひとつ御理解願いたい
と思ひます。

今まで、高等学校におきましては商業あるいは
工業の専門科の中で取り扱っていたわけであり
ますが、今度は高等学校の公民科の中でも行
うということでありま。私どもはこのような
事情を踏まえて、必要な準備の整った案件から順
次制度改正をお願いしてまいりたい。そういうこ
とで今、国民一人一人にもわかつていただく。

今後とも、時期を失することなく積極的にこの
新しい事態に対応して適切な措置を講じたい、こ
のように感じているわけであります。

○針生雄吉君 次に、我が国の著作権制度の国際
的水準の問題につきましては既に先ほど討議の
あったところでありますので、私からはお聞きし
ないことにいたします。今回の法改正では著作
隣接権の保護期間が三十年から五十年に延長され
ます。特許権が十五年で、新築の製造特許が二
三年だとか。私は、著作隣接権の保護は五十年
ぐらいで妥当なのではないかと、こう思うのであ
りますが、ここで、今回の法改正とは直接関係はな
いのでございすけれども、著作権の保護期間に
ついてお尋ねをしたいと思ひます。

法第五十一条の二項では、著作権は「著作
者の死後五十年を経過するまでの間、存続する。」と
いうことでありますけれども、著作権の場合なぞ五
十年なのか。なぞ百年でないのか。なぞ二千年で
ないのか。法五十一条のために泣いている人がい
るということをお聞きしたので、また、先ほど
の相談の窓口などにはそういった訴えはないのか
どうか。そういうことも含めまして、この機会に
参考までにお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(遠山敏子君) 大変興味深い御質問で
ございす。

日本は、昭和四十六年の現行著作権法の制定時
に著作権の保護期間を死後三十年から五十年に延
長したわけでございます。これは改正時におきま
して、当時のベルヌ条約改正案に
うものが死後五十年の基準を義務づけていたわけ
でございますし、既に先進国の多くが死後五十年
以上の保護期間を設けていたという背景ござい
ます。

ベルヌ条約、現在死後五十年という著作権の保
護期間を定めているわけでございますが、これは
一九〇八年になりましてベルリン改正案におい
て望ましい基準として定められたものでございま
す。ベルヌ条約は一八八六年に創設されてあり
ますが、当時は三十年であつたわけでございます。
それでは、この死後五十年の期間というのはど
ういうことかというところでございす。御存じ
のように著作権の保護期間を考へるに際しまして
は、著作人の権利とそれから文化遺産である著作
物を自由に利用できるといふことの二つの要請が
ありまして、それらの要請の調整をとって定めら
れるものであるわけでございます。

私どもの聞いておりますところでは、著作権は
著作人とその孫までの三世代の平均的な生存期
間といふことでございまして、著作人はもちろん
生存期間中は保護されるわけでございますけれど
も、その子供、その孫、大体一代二十五年とい
うことで五十年という、孫の代までの五十年とい
うのが適当であろうかといふふうなことも背後に
ありまして五十年という数が定められているよう
でございまして、二千年にまではなかなか及ばな
いといふことでございす。

現在では、死後五十年の保護期間は一九四八年
のブラッセルの改正案におきましてベルヌ条約
加盟国の義務として定められているところでござ
いす。

○針生雄吉君 時間もありませんので、最後に、
先ほど問題になつておりました私的録音・録画
問題についてお尋ねしたいと思ひます。

法三十条の規定が、いわば著作権法の抜け穴となつて私的録音・録画のコントロールがきかない、あるいは著作権審議会や国会の文教委員会などでも、長年にわたつて何回も検討されてきたけれども決着がつかない問題であるとも言われているわけでありませうけれども、そのいわばドイツ方式と言われるものの中で、権利者への報酬を上乗せする報酬請求権制度というのが今のところさしあつて最も妥当ではないかとも言われているわけでありませう、そのドイツ方式の場合の問題点として、それを日本に当てはめた場合に、どうしても機器機材のメーカー側の理解が得られないというのが最大の問題点だと言われている。そういう日本における特殊事情としてレコード会社の支配系列といひますか、その資本系列の上に電気屋さんがいるというような、そういう問題はないのでありませうか。その点、差し支えなかつたらお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(遠山敬子君) ドイツやフランス等とられております報酬請求権制度を日本にも導入すべしといひのは、著作権者等の側からつとに主張されているところでございます。この問題の解決に際しましては、メーカーの理解、協力というものが必要であるといふことは先ほどもお話ししたとおりでございますけれども、そのネットワークにあるのが、今おっしゃつたような、日本のレコード会社が親会社として機器メーカーを持つていてということが決定的な理由かといふことでございませうけれども、これは必ずしも日本の特殊事情でございませう、欧米の先進国におきましてもそのような形のメーカーとレコード会社との関係がある国もあるわけでございます。

それよりは、一般的に機器・機材のメーカーの理解と、それから消費者側の理解といふものが不可欠であるわけございまして、この点につきまして私どももいたしまして今後努力を重ねてまいる所存でございます。

○針生雄吉君 録音・録画機器の普及状況について、お調べになつてゐると思ひますけれども、

各家庭にもう一〇〇%近く普及してゐるわけでありませうし、あるいはまた生テープにそういった報酬の上乗せをするという制度もあると聞いております。

いづれにいたしましても、規制を強化すれば国民の文化創造に対するアクティビティが失われがちになる。しかし、緩めればいろいろな産業に対する保護というものが、保護の力が薄れて困つた状況になるという、両者相反する問題点もあると思ひますけれども、その点よく両者の意見を聞きながら、また国会、委員会の意見なども国民の意見としてよく聞きながら、よりよい方向を求めていくように今後ともかじ取りをお願いしたいと思ひます。

以上をもちまして終わります。

○高崎裕子君 今回の改定は、関係者が長年要望してゐたところであり、評価できると思ふんだけれども、まだ問題が残されております。

その一つは、著作権法では、映画の著作物において録音され録画された実演については、以後の録音権・録画権、放送権、有線送信権が適用されなくなつております。このため、法律上の権利がないという理由で、出演者の権利は全く顧みられないというやうなことが実情になつておまして、前回の参考人質問でもこの必要性が強調されてゐたと思ひます。これは、出演契約で利益を守るといふふうに御説明されてゐるわけですが、実際問題として非常に困難なわけですが、特に、過去の映画の場合、現在のやうなメディアの発達とか利用を予測するといふことは不可能と言つてもよかつたわけですが、この映画の多様な使用の現状は、著作権法上あるいは契約法上いろいろな問題を生じてゐるわけで、こういうときだからこそ法制度上の問題として取り上げられ、実態的な利益の確保が図られるやうに、早急に対応を進めるべきだと思ふわけですが、この点いかがでしようか。

○政府委員(遠山敬子君) 映画の著作物に対する実演家の権利につきましては、映画に出演した実

演家は当初の出演料は受け取ることができわけですけれども、一般的には当該映画の再放送などの二次的な使用につきましては権利が認められていないところでございます。映画の二次的な利用に關しましては、映画製作者を初めいたしまして、脚本家とかあるいは映画音楽の作曲家などにつきましては権利が認められてゐるわけでございますが、実演家のみなならず映画監督などにも権利が認められていないところでございます。

この問題がこういう状況にある理由といたしましては、実演家の出演契約に際しまして、映画製作者に対して所要の要求を行う機会があるといふのが一点と、映画には多数の実演家が参加してゐて、それらすべてに権利行使の機会を与へますと、円滑な映画の利用が困難になるといふことなどの理由から実演家には権利が認められていないものでございませう。

この取り扱ひは日本だけではないと思ふので、実演家等保護条約の取り扱ひも含めまして、国際的にも同様の取り扱ひになつてゐるわけでございます。したがひまして、欧米諸国におきましても制度上の保障はないわけでございますけれども、これらの国々では実演家は実質的に契約交渉による努力を行つておまして、二次使用料について権利を確保できる状況にあると聞いてゐるところでございます。日本におきましても、最近関係者間におきまして、ごく一部の権利に關するものでございませうけれども、契約による改善努力がなされてゐる例も見られるやうになつてゐるわけでございます。

著作権制度は、基本的には国際的な枠組みの中で保護されていくといふこともやはり基本条件として必要であるわけでございます。実演家の権利の取り扱ひにつきましては、各国において長年定着した取り扱ひになつておまして、その制度自体をどうしていくかといふことになりまして、権利の取り扱ひ全体とも関係する問題でございまして、十分慎重な検討を要するものでございませう。ただ、私どももいたしましては、実演家が日本

の文化の創造、発展に果たす役割は大変重要なものがあると思ひておまして、この問題について

も関心を持ってゐるところでございます。まずは関係者間の契約に基づく改善努力といふやうなものを助けていくということと同時に、今後必要に応じて著作権審議会等で御議論いただきたいといふやうに考えております。

○高崎裕子君 ぜひ前向きに検討していただきたいといふことを御要望しまして、きょうはアニメーション製作現場の実態と改善についてお尋ねいたします。

アフレコの場合、通常は絵を完成させてフィルムにしてそれを映写しながらせりふや効果音を入れるわけですが、ところが、最近のアニメ業界は、人手不足のためにアフレコまでに絵が完成しないという場合がほとんどで、良心的な声優や製作現場の人たちが苦しんでゐるのが実情なんです。

大臣は、白味、線取り、線画録音という言葉を御存じでしょうか。白味、線取りというのは、絵が全く間に合わない、だから何にも映つていないフィルム、これを白味と言ふんですけれども、このフィルムに例えばA役は青、B役は赤と線だけが書いてある。その線を見ながら声優がせりふを言う。それから線画録音といふのは、画面に動かない線だけの絵が映つて、そしてそのせりふの吹き出しマークがついて、そのマークが映るとそこでそのキャラクターのせりふを入れるといふことなんです。

声優の第一人者の野沢雅子さん、これは子供がよく知つてゐる「ドラゴンボール」の悟空とか「ゲゲの鬼太郎」の鬼太郎の声の人なんですけれども、こうおっしゃつてゐるんですね。「最近の状況というのはもう最悪の状態でありませう」「アニメーションというのは命を与へてゐるんだってことなんです」「完璧にできた絵に対して自分の技量のなさで出た結果ならばこれは仕方ないと思ふけど、役者として、表情に合わせ、その動きに合わせ、距離感に合わせ、それでその役柄に入り込んで初めて命を与へてゐるわけですよ。」

「命を与えてひとつの役柄が生きて、お子さんの中に夢を与えていくのに、その作業をするときに、白味とか、なんにも給がない状態でやるっていうのは、良い作品なんか絶対できっこないと思うんです。」と、こうおっしゃっているんですけれども、なぜこういう状況が生きているのかということについてどう認識されているのでしょうか。

○国務大臣(井上裕子) アニメというのは私も見たことはございますが、大変失礼ですけども、そこまでは勉強しておりません。

○高崎裕子君 なぜこのような状況が生きているのかという、第一には、人手不足の中で量産されると。製作スタッフの人数は二十年前とほとんど変わらないのに、テレビ番組が二十年前の四倍から五倍にふえている。

第二には、製作費の異常な安さ。労働者の長時間労働と低賃金で人が集まらないという問題があるんです。これは、ある有名なアニメの大手プロダクションが就職情報誌に求人広告を出そうとしたんです。これまでは出来高払いであるが、それではなくて固定給制度を導入しましたよ。つまり、安定しているということを強調したいということでもう出したんですけれども、雑誌社側から拒否されたんです。その理由が、アニメプロの提示した固定給が月給九万円ということで、東京都の最低賃金基準にも合わないから出せないという笑えない現実もある。

それから、一本三十分物なんですけれども、労働者の平均賃金で計算すると、製作費は二千三百万円くらいかかるはずなんです。現実には六百万から七百万というところで、労働者の賃金や労働条件にしろ寄せて来ている。二年半動いた二十六歳の方で、一月二十六日勤務、一日平均労働時間が十三・四時間、残業が百四十一時間。これで一月八万円という給料なんです。

それから第三には、放送番組の企画、製作、決定が非常におくれる。よい仕事をするためには六カ月必要なのに、実際には二カ月前に発注される。普通は、三十分物のテレビアニメでは四千枚

の動画が必要で、これには約二百人の関係スタッフが約三カ月かけてようやく完成すると言われる。これでは子供たちに夢を与えるような立派なアニメはできないとプロダクションの経営者側も製作側の方も異口同音に嘆いていらっしゃるわけですね。

この状況については、先ごろ郵政大臣に日本俳優連合が実情改善を訴える陳情を出しました。新聞報道では四月十九日付の朝日ですけれども、在京の各テレビ局がアニメの俳優のギャラを二倍にするというところで合意したという動きも見られるわけですが、放送事業者を指導、監督する立場の郵政省としては、このような問題をどう認識されているのでしょうか。

○説明員(長瀬幸一郎君) アニメーションの製作の現状ということにつきましては、今先生からお話ございましたように、日本俳優連合というところから陳情を省として受けました。その内容も十分私も承知をしております。また、その陳情の後、民放等と話し合いを行ったということもございます。その結果ということについても御報告をいたしております。それによりまして、陳情された方々の御要望というものにつきましては進展があったというふうに伺ったところでございます。

郵政省といたしましては、放送番組の質の向上、ちょっとかたい言葉になりますけれども、そういう問題につきましては従来から放送事業者の様に機会をとらえて求めてきております。今回の陳情ということにつきましては、その内容については既に放送事業者に伝えておりますし、私どもとしては放送事業者において、アニメーションを含めてよりよい放送番組をつくりたいというところのために、これらに携わる方々の処遇というようになにも配慮しつつ番組の質の向上に努めて、国民の期待にこたえてほしいという考えでおります。

○高崎裕子君 ぜひ関係者の方の御要望にこたえていただけますようにお願いをいたしまして、最後

後に大臣にお伺いします。

事は文化、芸術に関する重大な問題だと。関係者の方は、このままではアニメはなくなってしまうという声さえ聞かえるようになっております。他方、テレビ会社というのはこれまでには利益の利益、大もうけと云うていい利益を得ておりました。民放在京五社で平成元年度およそ七百億円の経常利益を上げています。動画製作の元請会社もアニメキャラクターの商品化、ビデオ化、海外番組販売などで非常にもうけている。やる気があれば改善できる条件はあるわけですね。しかも、少なくとも数社のアニメが諸外国、例えばアメリカとかフランスとかイランとかアジア諸国にも輸出をされていて、内容によっては文化摩擦なども起こしかねないという問題もあるわけですね。

文部省としても、アニメ作品のできれば向上し、より質の高い作品ができるよう、子供たちが夢を持ち続けることができるよう、条件整備にぜひ努力をしていただきたいと思います。その決意も含めてお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(井上裕子) 芸術作品活動の奨励あるいはまた若手芸術家の養成、これは行っております。また、芸術文化振興基金、これは通してテレビ用のアニメーション映画を含む映画製作者に対する助成も現在いたしております。アニメーション製作にかかわる労働条件あるいはまた労働環境の改善につきましては、基本的にはやはり私は契約当事者間で解決すべき問題である、このように思っています。

私どもといたしましては、今後とも各種の芸術振興を通じて、アニメ製作現場の改善が図られることを期待いたしております。

○高崎裕子君 ありがとうございます。

○野野真子君 私は、罰則のことについて二、三お伺いをしたいと思っております。

先ほどの議論にもありましたように、日本にはさほどコピー文化と言われるぐらい、人の権利あるいは形のないものををまねすることに對する罪悪感がないという、こういう土壌を踏まえながら今

回の改正を見ますと、科刑のこと、刑を科することについての改正というのはそのままだになっております。一般的な著作権の侵害は三年以下の懲役または百万円以下の罰金ということですが、今度の外国リプレス盤の無断複製については、従来から禁止されていた国内リプレス盤の無断複製と同じように一年以下の懲役または三十万円以下の罰金とされたままです。

刑罰の重さによってそういう犯罪を防げるかどうかというのは、これは非常に大きな問題点で、以前より法律的には大変議論の多いところなんですけれども、しかし今言ったように、コピー文化あるいは人の権利を無断で使うことの意識が希薄な日本の現状においては、やはりもうちょっと考えなければいけないんじゃないかなという感じが私にはいたします。そして、ブランドをまねて経済的利益を得るような、そういう著作権侵害に非常に日本の国はなっておりますし、それが国際的な問題になっている。そういうときには、この刑罰も国際的なバランスをやっぱりとる必要があるというふうに私は思います。

そこでお聞きをしますけれども、私はこれはどこまで信憑性があるかどうかと不安なんです。聞くとところによりましてフランスでは三カ月以上から二年以下の禁錮または六千フラン以上十二万フラン以下の罰金とすることを聞きました。日本円に直しますと十七万円以上から約三百三十万円以下ということに換算するとなると、どうなるのか。そこで、諸外国の罰則規定はどのようになっているのか。そして国際上、日本のこの量刑というものはフランスがとれているのかどうか、お聞きいたします。

○政府委員(遠山敏子君) 日本の場合、著作権侵害の罪は御指摘のように三年以下の懲役または百万円以下の罰金ということになってございます。他国の法制はいかんといいことではございますが、フランスの場合は二年以下の懲役または十二万フラン、約三百二十万円以下の罰金となつてございます。イギリスは二年以下の禁錮または罰金刑、

アメリカは五年以下の禁錮または二十五万ドル、三千四百万円以下の罰金となつてございます。そのように、各国先進国の罰金の刑罰の上限は日本よりは高いわけですが、罰金刑につきましてもその額の多い少ないによりまして余り軽重を判断できないというふうに考えております。

日本の著作権侵害の罪に対しまして罰金額は、物価の上昇等を勘案いたしまして、さらには特許権等の他の知的所有権侵害事犯との均衡も考慮いたしましてでき上がつておると思つてございまして、特許権、商標権の侵害では五年以下の懲役または五十万円以下の罰金となつてございまして、意匠権侵害では三年以下の懲役または三十万円以下の罰金となつてございまして。

今回の法改正に当たりましては、罰金の額に關しましては法務省当局とも十分打ち合わせをしましてまいつておると思つてございまして、全般的に、レニタルの関連につきまして昭和五十九年の法改正によりまして従前の三十万円から百万円に引き上げが行われたところでございます。今後とも社会経済状況の推移をかんがみながら見直しを行つてまいることとなると思つてございまして、社会的な制裁といふことから考えますと、金額にかかわらずやはり罰金刑というのは重いと思われまして、履歴事項にもかかわることでございますし、この罰金刑が科されるという自体がやはり著作権関連の権利を守るということについて一つの保障の役割を果たしているというふうに考えるところでございまして、コピー文化が発達している日本で一体どうかということでございますが、この著作権の問題だけ眺めればねてとりわけ高い金額の罰金刑を科することはできない状況にございまして、御説明させていただきます。

○笹野貞子君 今お聞きしますと、やっぱり諸外国は、人の権利を勝手に押借するということに罪悪感を持たせるという意味では非常に高い罰金刑を科しているということがわかります。日本は経済大国なわけですから、ほかの量刑とかかわりもあるでしょうけれども、やはり無断でコピーし

て三十万以下というのはいかにも私は安いように思います。私も、庶民感覚として、アメリカのように四百万円取られると、これはちょっと痛いかやめようと思つたんですが、三十万円ぐらいでしたら、見つかつたらそれまでというそういう気持ちになるわけですから、その点もやっぱりこれから文化を守る上には総合的にそういう考え方をとつていただかなければいけないというふうに思つていまして、その点もどうぞこれからの問題点にしたいと思つていまして。

その次は、この罰則が親告罪であるということに對してひとつお伺いをいたしたいと思つてございまして、つまり、こういう著作権という問題、そして今度の改正、隣接権の問題というのは、日本がこれから国際社会の中において高い文化を持つていけるというところで諸外国に評価をされなければいけない一面があると思つてございまして、無断複製の禁止をしている罰則が親告罪となつております。

この親告罪というのは、どういうときに日本の刑罰で親告罪とするかという、二つの理由がありまして、一つは強姦罪などのように相手に非常に名誉を害するわけにはならないときとか、あるいは過失傷害のような場合に、非常に罪が小さい場合には被害者の意思を聞くという、その二つの観点から親告罪というのは成り立つておると思つてございまして、ところが今回のこの法律においては、この二つのどちらに係るのかちょっと私は理解困難なように考えています。

そこで、今回のこの罰則は一体どうして親告罪にしなればいけないのか、親告罪にするということとはどのように保護がされるのか、その点をお聞かせください。

○政府委員(遠山敏子君) 親告罪は、検察官が公訴を提起するに際しまして、被害者その他法廷の告訴権者の告訴を必要とする犯罪となつておるもので、親告罪は保護法益が公益性が高い場合などについて適用されておると思つてございまして、著作権侵害の罪につきましては、特許権などの工業所有権の場合と同じように保護法益が個人的

でございまして、法律によって初めて犯罪とされるものでございまして、その権利の性格からしまして、常に加害者を罰するというのは適當ではななく、その行為の処罰の可否につきまして被害者である権利者の意思に係らしめるのが適當であるという判断に基づいてございまして、旧法時代から親告罪となつておると思つてございまして。

著作権法におきましては、百九十九条、これは著作権関連の一般的な権利についての条項でございまして、その百九十九条に定めておる権利、それから第百二十一条第二号の罪、今御審議いただいております改正にかかわる条項でございまして、この罪が親告罪とされておると思つてございまして、けれども、この後者の罪につきましては、この規定の趣旨が著作権隣接権の補完的な役割を果たすという意味でございまして、著作権隣接権侵害の罪が親告罪であるということが既に百九十九条で規定されておるもので、それとの均衡上この規定の罪も親告罪となつたものであると思つてございまして。

このたびの改正によりまして、これまで国内の關係者だけに適用されてきたこの罰則規定はその保護対象を外国のレニタルに拡大することとしておるわけでございますが、この規定の趣旨が変わるものでございまして、この規定の趣旨が親告罪とすることが適當であるというふうに考えたところでございまして。

○笹野貞子君 時間がないので、本日はもうお聞きしたいところでございまして、今の御説明によると被害者にインシチブをとらせる、それが保護法規定だということでしたら、今度の改正では外国のレニタルにそのインシチブをとらせるというわけですが、それは現実には可能かどうか非常に私には疑問です。日本にいないと調べるのがわかつたんですが、どうして外国のレニタル会社があるいはそういう人方に、日本でそのようなことが侵害されておるのをどのように調べるのかという問題だかというふうに思つてございまして、その点いかがお考え

ですか。

○政府委員(遠山敏子君) 告訴権は被害者に与えられておるわけでございますが、改正後のこの規定に違反する場合には、無断複製された市販レニタルを製造したレニタルが直接の被害者として告訴権を持つておると思つてございまして。外国の場合には、外国のレニタル製作者が被害を受けるわけでございますので、告訴権を持つておるけれども、じゃどうやって行使するのかというのがお尋ねの点だと思つてございまして、日本の国内におきまして輸入盤の無断複製等が行われました場合に、外国リレニタルが日本において告訴を行うということ、は、通常ではなかなか困難であると思つてございまして。

現実的な方策をいたしましては、外国のリレニタルから国内の關係するリレニタルに告訴権の行使を委任するという方法がございまして、これによりましてその権利行使がなされていくものと考えられるわけでございます。レニタル製作者同士、日常的に外国と日本のレニタル会社とリレニタル同士のつながりがございまして、委任を受ける關係といふものもある程度スムーズに進むのではないかとおもうと思つてございまして。

○笹野貞子君 時間がないので、どうぞ国際的な信用をしっかりと保つよう努力をいたしまして、私の質問を終わります。

○小西博行君 きょうは、四つぐらい質問をさせていただいたかと思つたんですが、同僚の議員の方から相当質問が来まして、簡潔に答えていただいたらいと思つてございまして。

作詞家とか作曲家が持つ著作権について、国内あるいは国外を問わずレニタル権が認められておるのに、歌手とかレニタルの製作者が持つ著作権隣接権、これまでなぜ放置されておたのかという実質的な意味が、まず第一点でございまして。

それから、さっきの三十年が五十年というのも、なるほど三代にという話でありますけれども、これもこの間もちょっと参考人にお聞きしたんですが、特許法なんかとの關係で、ほかのこれに類

するようなものとの比較においてどうか、これが二点目です。先ほどの繰り返しであればもう結構であります。

三点目は、今度の法の改正というのはやっぱり特にアメリカの要請にたえたと、そういうような感じがするし、そのようにも言われております。さて、このように改正をいたしますと、世界の中で大体十分であるというふうに考えていいのかわるか。もし世界の例がありましたら教えていただきたいというふうに思います。

最後の質問は、文部大臣にぜひお聞きしたいんですが、日本人はかなり権利ばかり主張して、責任というのを余り議論しないというふうなことは理解をしておるんですが、ここでいいますと、やっぱり権利意識も弱い。そのかわり今度は権利について割合、特に他人の権利については鈍感である、このようにもまた言われるわけでありまして、その辺のところが今後の大きな問題になってくるんじゃないだろうかというふうに思っています。先ほど同僚の議員の方からは教育も一つ大事だというふうなお話もございましたが、どういふ分野でこれからどのようにやれば、文部省の管轄でも構いません、これは教育ということになるのかもしませんが、こういう権利という問題をどうやったらみんなに認識されるんだろうか。複製物というのはこれからのとんとん出てくるだろうと思うし、ちょっとそういう感じがするので、最後のは文部大臣にお尋ねして、お願いしたいと思っております。

○政府委員(遠山敦子君) レコードのレンタルに関する権利につきましては、昭和五十九年の法改正で創設されたものでございますけれども、当時、日本はもともとベルヌ条約に入っていたわけでもございまして、ベルヌ条約で定めております国民待遇の原則というのが働いて、著作権者についてはその法改正のときに既にこの適用をしたわけでもございますけれども、一方で実演家等の権利につきましては、まだその当時は実演家等保護条約に加入していなかったわけでもございます。

したがって、条約上の義務もないというふうなところから、外国の隣接権者については適用しなかったわけでもございます。

その後、昭和六十三年一月に取りまとめられた著作権審議会の第一小委員会の報告におきまして、レンタル権につきましても、条約上の義務ではないけれども、日本で広範に普及しているレコードレンタル店が外国で製造されたレコードも多く貸し出されている実態等を勘案して、実演家あるいはレコード製作者についても外国のものにも貸与権を認めることが適当であるという報告が出されたところでございます。ところが、その当時ではまだ国内の関係者のいろいろな合意形成が十分でありませんでした。今回は、その条件が整いましたので法改正をお願いしているというところでございます。それが第一点でございます。

第二点の保護期間の延長の件は、先ほど申し上げましたとおりでございますが、一点だけつけ加えさせていただきますと、日本の特許法に基づきます特許権の保護期間は十五年でございます。これは知的所有権の中でもそれぞれの権利の種類によりまして保護期間が違ってまいっているわけでもございます。

それから、最後に大臣にお答えいただくわけでもございますが、条約の関連でちょっと御説明したいと思っております。

一 国の著作権制度の水準がどこまで達しているかというところが文化のパロメーターであるということ、よく言われているとおりでございます。その観点から見ますと、日本は著作権に関する二つの条約にも入っておりますし、あるいは著作権隣接権に関する二つの条約にも入っております。四つの条約にきちんとして入っております。国際的には非常に高い水準にあるわけでもございます。大國の中でも、例えばアメリカの場合にはベルヌ条約に入つたのは一昨年でございまして、まだ実演家等保護条約に入っていないというふうな状況もございしております。それから、ソ連は万国著作権条約に加入しているのみで、ほかの条約に入っていないとい

うふうなことがございます。それぞれの国のいろいろな内部的な事情もありまして、著作権制度のあり方というのは国々によって違うわけでもございますけれども、私どもの考えでございます著作権制度といえますものは国際的な水準、要請されている水準についてはこれを満たしているというふうな考えでいるわけでもございます。

○国務大臣(井上裕君) 今先生からお話もございましたが、著作権保護の実効を上げるためには、時代の変化に対応いたしました著作権制度の改善とともに、先ほど申しましたように国民一人一人の著作権の保護の意識を高めることが必要であり、また重要である。そういう観点から、私どもとしてもさまざまな手段を通じてこの意識の啓発に現在努めております。

また、さっきお答えいたしました学校教育におきまして、他人の権利を尊重する、そういう意味においてもこれは教育が必要である。ただ、義務教育段階では著作権の知的所有権、非常に難しいゅうございまして、しかし、高等学校の工業科、あるいはまた商業ではこれを教えているわけでありまして、御案内のように今後は高等学校の公民科、普通教科でもこれをぜひひとつ取り扱って、今後著作権の思想の普及を図りたい。

私ども、今回の改正でいろいろ著作権の国際的保護の充実を図る、こういうことを目的といたしております。このようない我が国の姿勢につきましては、私は国際的にも、まあ自己評価かわかりませんが、高い評価を得られるものと、このように考えております。また、保護を実効あらしめるためにも、あわせて著作権思想のさらなる普及に努めてまいりたい、このように考えます。

○委員(下福葉耕吉君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(下福葉耕吉君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

著作権法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下福葉耕吉君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林君。

○小林正君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 外国の実演家等のレコードの貸与に関する権利に関しては、我が国のレコード貸与に関する従来の経緯等に配慮し、円滑な利用秩序の維持形成のための諸条件の整備に努めると。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に係る報酬請求権制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 衛星放送、有線テレビ、ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演家の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めると。

ともに、出版者を保護するため出版物の版
の利用に関する出版者の権利の創設につ
検討を進めること。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題につ
いては、今後における技術の発達普及に十分
対応できるよう配慮しつつ、検討を進めるこ
と。

六 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作
物を適切公正に利用することができるよう方途を
検討すること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいま小林君から提
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 全会一致と認めます。
よって、小林君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、井上文化大臣から発言
を求められておりますので、これを許します。井
上文化大臣。

○国務大臣(井上裕君) ただいまの御決議につ
きましては、御趣旨を体しまして今後努力をいた
したいと考えております。

○委員長(下稲葉耕吉君) なお、審査報告書の作
成につきましては、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除

外された費用の復元に関する請願(第二〇七
四号)

一、大学院生の研究・生活条件改善に関する請
願(第二〇七五号)

一、公費助成の大幅増額と学生・父母の経済的
負担軽減に関する請願(第二〇七六号)

一、私学助成の抜本的拡充と小・中・高等学校
三十五人以下学級の早期実現に関する請願
(第二〇七七号)

一、豊かな教育の実現に関する請願(第二一一
二号)(第二一一四号)

一、青少年健全育成のためのコミック雑誌等有
害図書の実現に関する請願(第二一五三三)

第二〇七四号 平成三年三月三十日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外され
た費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区明前町二ノ五
伊藤八千代 外四百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二〇七五号 平成三年三月三十日受理

大学院生の研究・生活条件改善に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町渡川一五〇二
増田弘子 外百十名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二〇七六号 平成三年三月三十日受理

公費助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽
減に関する請願

請願者 京都市左京区修学院川尻町九ノ
九 小島智子 外四百十五名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二〇七七号 平成三年三月三十日受理

私学助成の抜本的拡充と小・中・高等学校三十五
人以下学級の早期実現に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十五条西一二丁
目 梅澤徹 外九百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第二一二二号 平成三年四月一日受理

豊かな教育の実現に関する請願

請願者 岡山県倉敷市藤戸町天城五五六
石川都美子 外二千四百六十八名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一一三六号と同じである。

第二一二四号 平成三年四月一日受理

豊かな教育の実現に関する請願

請願者 神戸市須磨区月見山町三ノ三〇七
東矢明郎 外九百八名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一三六号と同じである。

第二一五三三 平成三年四月三日受理

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書
の追放に関する請願

請願者 新潟市弁天橋通二ノ三三〇一 阿
部世津子 外四名

紹介議員 吉川 芳男君

二十一世紀を担う青少年が、急速に進展する高齡
化、国際化、情報化等の社会的変化の中で、心身
ともに健やかに成長することは国民すべての願い
である。しかしながら、青少年を取り巻く環境は
著しく変化し、青少年に対する影響も極めて複雑
なものとなってきた。こうした中で、たくま
しく対応できる活力と創造性に満ちた青少年を育
成していくため、良好な環境を確保することは重
要な課題となっている。近年、青少年向けのコ
ミック誌、単行本の一部に露骨な性描写などを描
いたものが出版され、書店等に数多く出回ってお
り、これが青少年に与える悪影響が懸念されてい
る。これら有害な出版物等の環境の排除について
は、国の強力な指導や積極的な対応が不可欠であ
る。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、出版者や書店販売店等に対しては、自粛の要
請等を行い、地域に対しては、自粛、浄化運動
の展開など早急に対策を立てること。

二、有害図書の排除が全国一に行われるよう、
各都道府県においては、「青少年保護育成条例」
を速やかに整備し、かつ、その運動を奨励する
ものとする。

1 条例のない都道府県に条例制定を促すこ
と。

2 有害図書の指定の条項のない都道府県にそ
の規定を設けるよう促すこと。

3 有害図書の緊急指定の条項のない都道府県
にその規定を設けるよう促すこと。

4 有害図書の指定の条項がありながら、指定
が進んでいない都道府県にあっては、その指
定を促進するよう促すこと。

三、右の実現のために国として強力な指導を行う
とともに、「青少年保護育成条例」の延長線上に、
青少年の保護を徹底するための法律を制定する
こと。

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、高校四十人学級(三十五人学級への移行)の
実現、急減期特別助成、教職員定数の抜本的
改善、私学助成大幅増額に関する請願(第二
二三九号)(第二三三三三号)

第二三三九号 平成三年四月九日受理

高校四十人学級(三十五人学級への移行)の実現、
急減期特別助成、教職員定数の抜本的改善、私学
助成大幅増額に関する請願

請願者 岩手県紫波郡矢野町白沢一〇ノ一
七三ノ一 藤原信寛 外九百九十
九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二三三三号 平成三年四月十日受理
 高校四十人学級(三十五人学級への移行)の実現、
 急減期特別助成、教職員定数の抜本的改善、私学
 助成大幅増額に関する諸願
 諸願者 岩手県北上市 九年橋三ノ一ノ一
 二 佐藤明孝 外九百九十九名
 紹介議員 小川 仁二君
 この諸願の趣旨は、第七二号と同じである。

第四号中正誤		
ベシ 段行	誤	正
三 三 終わり	防衛医学博士	防衛学博士
第五号中正誤		
ベシ 段行	誤	正
一 三 終わり	いただており	いただており
三 二 〇	二項	二号
シ 四 〇	制作者	製作者
シ 一 五	制作	製作
シ 一 九	制作者	製作者
シ 一 六 終わり	制作者	製作者
シ 一 三 終わり	制作	製作
シ 一 一 終わり	版	盤
シ 一 六	やつぱり	やつぱり
三 二 九	やつぱり	やつぱり

平成三年五月九日印刷

平成三年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局